

1 生物多様性の主流化を推進する

(1) 生物多様性に配慮した行動の促進

生物多様性の主流化を推進するため、地産地消やグリーン購入、フェアトレード、木材利用などの推進により、生物多様性に配慮した行動を促進します。

また、都心部において生態系の回復をはかりながら、生物多様性の大切さを伝える場を創出するなど、様々な手法で自然や生きものへの愛着と保全への意識の向上をはかります。

ア 生物多様性に配慮した暮らしや事業活動の普及啓発

(ア) 普及啓発の実施

国連が定める国際生物多様性の日（5月22日）に合わせた事業者等との連携による一斉植樹や、小学校等における植樹の出前講座、イベントにおける市民向け苗木配布を実施し、生物多様性について考える機会を提供したほか、各種イベントにおいてパンフレットの配布等を行い、生物多様性に配慮した暮らしや事業活動を促すための普及啓発を行いました。

また、市民向けリーフレット「私たちの暮らし×生物多様性」を作成しました。



事業者等による植樹の様子



リーフレット「私たちの暮らし×生物多様性」

(イ) ネイチャーポジティブに向けた機運醸成

10月28日のなごや生物多様性センターまつりにおいて、政令市初となる「なごやネイチャーポジティブ宣言」を市長が表明しました。

また、ネイチャーポジティブの実現に向けた機運醸成のため、「なごやネイチャーポジティブ」シンボルマークを作成しました。マークの作成は、市民公募・投票により行われ、作品募集には51件の応募が、最終審査には2,171人の投票がありました。

(ウ) なごやいきものクエスト

生きもの調査の参加者の裾野拡大に向け、スマートフォンで撮影した生きもの種類を AI で判別するアプリ「Biome（株式会社バイオーム）」を活用し、市内の身近な生きもの調査を行うオンライン参加型イベント「なごやいきものクエスト 2023」を、7月13日から8月31日にかけて開催しました。参加者数は1,245人、投稿数は12,551件で、1,335種の生きものが発見されました。

(エ) 生物多様性重要エリアマップの作成

開発における事業者の自主的な生物多様性への配慮を促すため、希少種の生息や保全活動の状況、緑地や水辺の状況等の評価項目に基づき、市域における生物多様性保全上の重要性を250mメッシュごとに評価した「生物多様性重要エリアマップ」を作成しました。また、作成にあたり有識者検討会を3回開催しました。



(オ) 自然共生サイトの申請・認定

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された世界目標の一つである「30by30（陸域と海域の30%以上の保全を目指す目標）」の達成に向け、民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する制度である「自然共生サイト」が、令和5年度より開始されました。



令和5年度後期に、市内の象徴的な里地里山である「なごや東山の森」について申請を行い、3月18日に「自然共生サイト」に認定されました。

イ 木材利用の推進

(ア) 配布物品の国産材木製品化事業

本市における国産木材の利用を推し進め、国内の森林整備の促進、森林の有する多面的機能の向上及び市民の木材利用や林業、森林整備に対する興味・関心を高めることに努めました。令和5年度は、ヒノキ鉛筆、木製定規を作成し、市民へ配布しました。

(イ) 公共建築物の木造・木質化

名古屋市建築物等における木材の利用の促進に関する方針に基づき、地方公共団体の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物等において木材の利用に努めました。

(ウ) 生物多様性に配慮した緑化の推進

本市では、都心部を中心とする市街地において、生物多様性に配慮した緑化（生物多様性緑化）を進め、生態系を回復させていくとともに、その場所を通して生物多様性の大切さを伝える取り組みである「都心の生きもの復活事業」を令和3年度より実施しています。

令和5年度は、公募により選定した2か所（レインボー黒川庭園、星が丘テラス）において、生物多様性緑化を行いました。

また、生物多様性や生きものに興味のある学生（学生レポーター）に「都心の生きもの復活事業」について学んでもらい、学生の視点で事業のPRを行うことを目的とした環境学習プログラムを実施しました。

<すでに紹介した事業（再掲）>

- ・地産地消の推進（30 ページ参照）
- ・グリーン購入の推進（30 ページ参照）
- ・フェアトレードの普及啓発（31 ページ参照）
- ・エシカル消費の普及啓発（30 ページ参照）

（2）生物多様性に関する自治体連携の推進

生物多様性の取り組みの拡大・活性化をはかるため、生物多様性に関する自治体の取り組み及び成果について共有・発信するとともに、国・民間団体・事業者などとの連携を推進します。

ア 生物多様性自治体ネットワークにおける連携の推進

平成23年に設立された生物多様性自治体ネットワークは、令和6年3月現在、国内193の自治体が加盟しており、本市は令和2年1月から代表都市を務めています。

各自治体の取り組みの向上を目指し、自治体間や国、他のセクターとの情報交換・交流等を行っており、令和5年度は、5月の国際生物多様性の日に合わせた一斉普及啓発のほか、オンラインによるテーマ別部会を開催し、市民への普及啓発や自然共生サイト等について活発に意見を交換しました。

イ 湿地の保全を通じた国内外との連携の推進

国内のラムサール条約登録湿地等の保全活動について学び、藤前干潟の保全に活かすため、「国内湿地交流事業」として市民10名を谷津干潟等（千葉県）に派遣しました。

また、海外における環境保全の取り組みを学び、現地の人々と共に学びあうことで、自ら環境保全活動に取り組むことができる人材を育成するため、市内の中学生18名を、藤前干潟と渡り鳥のルートでつながることから湿地提携を結んでいるオーストラリアのジロング市に派遣しました。



国内湿地交流事業の様子



ジロング市との湿地提携に基づく交流事業の様子

ウ 生物多様性に関する国際連携の推進

本市は、2010年の生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）の開催都市として、国際会議等に参加するなど、国外の都市との連携を図っています。

令和5年11月には、中国・昆明市で開催された都市生物多様性国際フォーラム等に参加し、本市の生物多様性に関する取り組みと成果を発信しました。

また、令和6年3月には、生物多様性条約締約国会議での決定に基づき設置されている「自治体と生物多様性に関する諮問委員会」において名古屋市長が副委員長に就任しました。

<すでに紹介した事業（再掲）>

- ・木曾三川流域圏などにおける連携の推進（36 ページ参照）

2 豊かな自然と恵みを活かしたまちづくりを推進する

(1) 緑の保全・創出の推進

緑への愛着と保全への意識の醸成、緑のネットワークの形成をはかるため、各種緑地保全制度の活用や緑化地域制度により、樹林地や湿地といった今ある緑の保全と、建築物や沿道の緑化といった新たな緑の創出を推進します。

ア 市街地の緑の創出

一定規模以上の敷地を有する建築物の新築・増築の際に緑化を義務付ける緑化地域制度を運用し、平成 20 年 10 月 31 日の施行から令和 5 年度末までに、667.2ha の緑を確保しました。
(令和 5 年度申請 1,003 件)

イ 身近な緑の保全

緑地保全制度の活用により市内に残された樹林地等の緑を保全しました。

制 度	内 容	実 績 (令和 5 年度)
保存樹・保存樹木・保存樹林	都市の美観・風致の維持と健全な環境の維持・向上を目的に、名木・古木等を保存樹・保存樹木として指定しています。	保存樹・保存樹木 823 本を指定 保存樹林は 1 地区約 1.3ha を指定
市民緑地契約	良好な状態に保存された樹林地、湧水地等を「市民緑地」として市が無償で借り受け、保全し、市民の憩いの場として公開します。	5 緑地 3.9ha を指定
特別緑地保全地区	特別緑地保全地区など緑地保全制度の活用により樹林地を保全します。	特別緑地保全地区 73 地区約 204ha を指定

ウ 緑のまちづくり活動の推進

緑の保全や創出など緑のまちづくりに関わる人々の環を広げ、良好な都市環境の形成を図るため、緑のまちづくり活動団体等への支援など地域連携による緑のまちづくりを実施し、令和 5 年度は、37,000 人が緑のまちづくり活動に参加しました。

エ 公共施設の緑化

(ア) 公共施設の緑化

緑のまちづくり条例に基づき、本市の公共建築物には緑化地域制度に定めた緑化率の最低限度に 5% 上乗せした緑化を義務付けており、敷地の緑化とともに、建物緑化として屋上または壁面など、一層の緑化を推進しています。

令和 5 年度に完成した建築物では、90,524.0㎡の緑地を確保しました。

また、建物緑化として、市役所西庁舎南側植栽帯の緑化を実施しました。

(イ) 園庭の芝生化

幼稚園の園庭の芝生化により、自然とのふれあいによる環境教育・情操教育の充実を図っています。令和 5 年度は幼稚園 1 園、142.7㎡の芝生化を実施しました。

<すでに紹介した事業（再掲）>

- ・東山動植物園の再生（29 ページ参照）

(2) 農の推進

農は、生きものの生息・生育環境の提供や生産物の供給など、生物多様性の恵みにとって重要な役割を果たすため、農にふれあう機会の確保や都市農業の振興の推進などにより、農を推進します。

ア 市民農園・市民水田等の推進

市民が農作業体験や学習の機会・場所を得られるよう、市民農園の開設を支援しています。令和5年度も、引き続き市民農園や収穫体験農園「ふれあい農園」の運営、民間開設型市民農園の設置を推進したほか、市民水田、田んぼアートなどの農業体験イベントを実施しました。

また、市内で開催された農業に関連する催事や消費生活に関連する催事に「農」に関するテーマを掲げて出展するとともに、農業公園では野菜マルシェを開催しました。



田んぼアート

イ 農業公園の運営

市民が自然とふれあいながら、農業とその大切さを学ぶ場を提供し、都市農業の普及啓発を図るため、農業センター、東谷山フルーツパーク、農業文化園を運営しています。

農業センターにおいては、さらなる魅力向上に向けて、民間活力を活用した「名古屋市農業センターリニューアル整備・管理運営事業」を推進しました。

ウ 都市農業の支援

(ア) チャレンジファーマーカレッジ事業の実施

意欲を持って新たに「農」や「農業」に関わろうとする人を対象に、野菜の栽培技術や知識を習得する講習や実習を開催しています。(令和5年度は農業センターリニューアル整備による閉園の影響を受け、中止。)

(イ) 農業の支援

市街化調整区域では、水路や区画等の整備を行った農地や優良な営農環境にある農地を計画的に保全するため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域を指定しています。農用地区域の面積は、令和6年1月時点で423haでした。

また、市街化区域では、市街地においても緑地としての農地を計画的に保全していくため、生産緑地法に基づき、生産緑地地区の指定及び特定生産緑地への移行を行っています。生産緑地地区(特定生産緑地含む)の団地数及び面積は、令和5年12月時点で1,533団地194haでした。

その他、生産活動による環境への負荷を軽減するような環境保全型農業用資材の施用に対する助成、農業生産に携わる人や組織の育成と強化を実施しました。

また、農家を支援する農業ボランティアを育成するための講習や実習を開催しています。(令和5年度は農業センターリニューアル整備による閉園の影響を受け、中止。)

(3) 地域資源の質と魅力の向上

緑や水辺空間、風景、歴史・文化など、なごやの豊かな地域資源を守り、将来世代に引き継ぐため、民間活力の導入や地域との連携による公園の整備・運営管理の推進や自然環境・生物多様性の保全に配慮した多様な水辺環境の保全・再生、良好な都市景観形成の誘導、歴史的・文化的環境の保存・活用などにより、地域資源の質と魅力の向上をはかります。

ア 歴史的資産を活用した魅力づくり

(ア) 公園経営の推進

公園の魅力と価値を高めてより多くの市民に利用し活用していただくため、公園経営基本方針に基づき公園経営の推進に取り組んでいます。

(イ) 魅力ある都市公園への再生

地域に身近な公園の利活用を促進するため、施設の老朽化対策、バリアフリー化、時代に沿ったニーズへの対応を進め、公園の魅力や利便性を向上させる再整備を推進します。令和5年度は21公園において、再整備事業を進めました。

(ウ) 瑞穂公園の整備

瑞穂公園マスタープランに基づき、雑木林や水辺、サクラ並木や松並木等の花木の特性に応じた多様な緑を楽しめる環境を活かし、ジョギングや散策などを楽しめるサードプレイスとして、公園利用者にとって心地よい憩いの空間とし、都市の中のまとまりのある緑として「緑の拠点」を保全するよう公園整備を進めております。

(エ) 美しい街路樹づくりの推進

街路樹再生なごやプランに基づき、安全対策のための計画的な街路樹の更新1,031本・撤去1,139本を実施しました。

また、名古屋を代表する6路線（広小路線、大津通、久屋大通、桜通、錦通、若宮大通）にある街路樹については、並木の美しさが都市の魅力の向上につながるよう配慮し、長期的な視点でシンボルとなる並木の形成を行っています。

(オ) 河川の整備

多自然川づくりの考え方にに基づき、自然環境に配慮し、多様な水辺空間の保全・再生に努めた河川整備を実施しました。

(カ) うるおいと活気のある堀川再生

河川空間の利活用や良好な水辺環境の形成により水辺空間に親しむ機会を増やすため、令和5年度は、河川空間におけるオープンカフェ等の水辺活用の推進やフラワーフェスティバル等の市民協働イベントを実施しました。

(キ) 中川運河の再生

中川運河再生計画に基づき、水質の改善による良好な水環境の創出、生き物に配慮した環境づくりに取り組むとともに、歴史資産等の活用により運河特有の景観形成に向けた取り組みを進め、魅力的な水辺空間の創出を図りました。

(ク) 景観重要建造物、都市景観重要建築物等の指定及び助成

歴史的または文化的な価値を有するものや、地域のランドマークあるいはシンボルとして良好な景観の形成に重要な建築物等について、景観重要建造物や都市景観重要建築物等として指定し、保存活用を図るとともに助成事業を行いました。

(ケ) 景観法に基づく届出制度

良好な景観形成を誘導するため、大規模建築物・工作物のほか、都市景観形成地区内での建築物の新築等について、景観形成基準への適合の確認、助言指導を実施するとともに、景観アドバイザーによる助言指導を実施しています。令和5年度届出実績は大規模建築物・工作物223件、都市景観形成地区33件でした。

(コ) 景観アドバイザー制度

良好な景観形成を誘導するため、建築物・工作物担当、屋外広告物担当の各アドバイザーが、原則一週間に一度、相談日を設けて、市民・事業者へ直接、助言指導を実施しています。令和5年度実績は261件でした。

(サ) 地域の特徴を活かした景観まちづくりの推進

地域の特徴を活かした景観まちづくりのため、都市景観形成地区の基準に合った景観形成を誘導することや、公共空間等における屋外広告物の規制と誘導を行うことで、景観まちづくり等を地域とともに推進しています。

(シ) 名古屋城の整備

特別史跡である名古屋城跡を適切に保存し、活用していくため、本丸搦手馬出周辺石垣の修復、旧本丸御殿障壁画の保存修理、二之丸庭園の保存整備などを実施しました。

また、本丸御殿においては、障壁画の復元模写の制作及び表具工事を継続して行いました。



障壁画復元模写の様子

(ス) 名古屋城の調査研究

名古屋城の価値を明らかにするとともに、適切な保存活用を行い、次世代に継承していくため、調査研究の拠点となるセンターを運営し、特別史跡名古屋城跡における文化財等に関して学術的・総合的に調査研究を実施するとともに、名古屋城内の重要文化財等建造物の保存活用計画の策定に向けた調査を実施しました。

(セ) 名古屋城を核とした魅力向上の推進

名古屋城を起点とした、有松・桶狭間までの「歴史・文化魅力軸」と、名古屋港までの「まちづくり・ものづくり魅力軸」という2つの魅力軸において、各エリアと名古屋城を結ぶ魅力を創出・発信するため、音声ARの技術を活用したガイドコンテンツを造成し、回遊性の向上を図りました。

(ソ) 伝統的建造物群保存地区保存事業の推進

歴史的な町並みの維持向上をはかるため、伝統的建造物群保存地区に指定している有松地区において、現状変更行為の許可等を行いました。

(タ) 町並み保存事業の推進

市内に残された歴史的景観を保存するため、町並み保存地区を4地区定め、建物の修理等に対する指導・助言および補助を行いました。



四間道 伊藤家



有松の町並み（西町・岡家付近）



白壁町筋（か茂免）

(チ) 歴史的建造物の保存活用の推進

歴史的建造物の保存活用の推進するため、身近な歴史的建造物の登録・認定制度の運用や、歴史的資産を活かしたまちづくりへの啓発活動、経済的支援及びなごや歴まちびとによる技術的支援を行いました。

(ツ) 蓬左文庫の運営

国登録有形文化財である旧書庫の公開、蔵書の閲覧、展覧会の開催等を実施します。

令和5年度は、徳川美術館との連携による展覧会を計7回開催し、講演会等を計5回開催しました。

また、名古屋叢書4編4『青窓紀聞（せいそうきぶん）』の編集作業を行いました。



蓬左文庫

(テ) 歴史の里しだみ古墳群の運営

守山区上志段味地区に残る古墳群を活用した「歴史の里しだみ古墳群」を運営しました。

(ト) 山車行事継承の支援

山車を使った祭を後世に継承するため、山車の保存・修理等や後継者育成事業に対する補助等による支援を実施しました。

(ナ) 文化財活用事業

文化財の活用により本市の魅力向上をはかるため、名古屋を代表する文化財のさらなる活用を進めるとともに、身近なまちの文化財の価値を明らかにしていくなどの取り組みを推進しました。

(ニ) 文化財保護事業

名古屋に残る歴史的資産を後世に継承していくため、文化財の指定に関する文化財調査委員会での調査や文化財保存修理事業等への補助金交付、埋蔵文化財の発掘調査等を実施しました。

3 風土にあった生きものを保全する

(1) 生きもの情報の収集・発信

生きものの保全には、生息・生育状況の把握が不可欠なことから、本市の生きものとその生息・生育環境の調査の実施などにより、情報や資料を収集し、発信します。

ア なごや生物多様性センターの運営

なごやの身近な自然を市民や地域と一緒に守り育てる活動を推進しています。

令和5年度は、なごや生物多様性保全活動協議会等との協働により、市内各地で身近な自然を保全・再生するための活動に取り組み、その成果を報告書、ウェブサイト等で発信するとともに、調査などで得られた標本の収集に取り組みました。

また、生物多様性センターまつり（参加者2,700人）など生きものに関する講座やイベントを開催し、身近な自然や生きものに関わる楽しさを感じていただいたり、高校の生物部や自然科学部等の部活動に取り組む生徒たちが、日頃の調査・研究の成果を発表する場を提供しました。



生物多様性センターまつりの様子

<すでに紹介した事業（再掲）>

- ・東山動植物園の再生（29 ページ参照）

(2) 在来種の生息・生育環境の保全の推進

風土にあった生きものを保全するため、外来種の防除活動の実施などにより、在来種の生息・生育環境の保全を推進します。

ア 外来種対策

なごや生物多様性センターでは、なごや生物多様性保全活動協議会等との協働により、生態系への影響が懸念されるアライグマやミシシippアカミミガメ、アメリカザリガニ、クビアカツヤカミキリ等の外来生物について防除を行うとともに、ウェブサイトやイベント出展の機会などを通じて、市民への啓発活動を行っています。

イ 鳥獣保護

昭和 60 年に開設した、庄内川河口干潟に飛来する渡り鳥等の観察施設「野鳥観察館」における観察指導や野鳥についての情報収集・発信を通じて、野鳥保護の普及啓発を図っています。

平成 14 年より国指定鳥獣保護区及びラムサール条約登録湿地に指定されている藤前干潟のほか、市内には県指定の鳥獣保護区が 5 か所あり、野生鳥獣の保護が図られています。

令和 5 年度は、野鳥観察館において、写真展や探鳥会などの野鳥保護イベントを春秋に 2 回開催しました。

一方、鳥獣による農作物等への被害や生活被害については、市民からの相談に応じた被害軽減方法等のアドバイスを提供するとともに、他に被害軽減方法がない場合には捕獲許可を出すなどし、野生動物と市民生活のバランスのとれた共存を図りました。

ウ 市民協働による生物多様性保全活動の推進

市民との協働により、なごやに生息・生育する生きもの及びその環境を継続的に調査し、生物多様性の現状を把握するとともに、外来種の防除などを通し、身近な自然の保全・再生を推進しています。

令和 5 年度は、なごや生物多様性センターとなごや生物多様性保全活動協議会等が協働し、池干し（会場：昭和区隼人池、参加者 300 人（見学者含む））をはじめ、市内各地のため池・河川・緑地等で身近な自然を保全・再生するための活動を延べ 437 回行い、2,298 人が参加しました。

<すでに紹介した事業（再掲）>

- ・都心の生きもの復活事業（80 ページ参照）

4 水循環機能の回復を推進する

(1) 保水機能の保全と向上

雨水の浸透・貯留や植物などからの蒸発散を増やすため、雨水流出抑制や樹林地・湿地などの保全を推進することにより、保水機能の向上をはかります。

ア 雨水流出抑制の推進

本市施設において、雨水を一時的に貯留、または地中に浸透させるため、雨水貯留施設の建設や浸透雨水ますの設置など、雨水流出抑制施設を設置しました。

市民、事業者に対しては、イベントや開発行為の許可申請時などの機会を捉え、雨水流出抑制の効果や必要性を伝えるなど、雨水流出抑制の普及・啓発に努めました。特に、住宅の新築や改築時に雨水流出抑制施設を設置することが有効であることから、建築業界団体等に対して、普及・啓発を行いました。また、市民の雨水流出抑制への取り組みを一層推進するため、雨水流出抑制施設の設置に対する助成制度を実施しています。

その他、地下水位や浸透能力などの調査結果に土質データを加味し、市域のどのあたりが雨水浸透に適しているかを示した「浸透適地マップ」を活用したPRやパネル展示などを行いました。



イ 健全な水循環の確保

水の環復活 2050 なごや戦略を踏まえ、水循環に関する意見を聴取し、健全な水循環機能の回復・保全に向けた行政運営に活用するため、なごや水の環復活推進懇談会を開催し、取り組みを推進しました。

また、第2期実行計画を進める中で明らかになった課題への対応、近年の水循環に関連する法改正等の動きをふまえ、第2期実行計画の計画期間である令和7年を待たずに、新たな実行計画の策定を進めています。

ウ たため池の保全

ため池の洪水調節機能やかんがい機能の保持、ため池の環境・景観保全を目的とする「ため池保全要綱」により、埋立や宅地造成等の行為については、あらかじめ協議等を行い、市長の同意が必要とされています。ため池の環境が悪化した場合などは、所有者や市民の協力を得ながら必要な管理をし保全を図っています。

また、護岸整備などの際には、自然環境に十分配慮して行っています。

(2) 水資源の有効利用の推進

水循環機能の回復をはかるため、雨水や下水再生水、地下水の利用を促進するなど、水資源の有効利用を推進します。

ア 雨水利用の促進

公共建築物において雨水利用を推進しています。大規模な新築物件等ではトイレの洗浄水などに利用するため、雨水貯留槽の設置を検討しています。

また、民間再開発事業施行者に対し、これまで補助事業の実施などを通して雨水貯留槽などの設置を啓発しており、引き続き雨水利用の促進に努めます。

イ 下水再生水の有効活用

15か所の水処理センターにおいて、下水処理水を場内作業用水、散水用水などとして有効利用しました。また、守山水処理センター、打出水処理センター、露橋水処理センターの下水処理水を環境用水などとして有効利用しました。

5か所の水処理センター、フラリエ（旧「ランの館」）及びささしまライブ24地区において、水温と外気温の違いを利用して、下水処理水を空調設備の熱エネルギー源として利用しました。

ウ 湧き水等を活用した水循環の啓発

水循環への市民の理解の向上を図るため、湧き水等を活用した啓発事業を猪高緑地（郊外）や鶴舞中央図書館（都心部）で実施しました。

また、小中学校に職員が訪問してなごやの水循環についての講座を行いました。



出前講座の様子

エ 名古屋打ち水大作戦

下水再生水などの二次利用水を使用して名古屋打ち水大作戦を実施し、水資源の有効利用などについて啓発を行っています。

令和5年度は、7月23日（大暑）から8月23日（処暑）までの間を打ち水期間として、夏祭り会場など市内で打ち水イベントが行われました。

本市も市内で行われた打ち水イベントに対して資材の貸出し等の支援を行いました。

<すでに紹介した事業（再掲）>

- ・河川における地下水利用（55ページ参照）

「名古屋市みどりの基本計画 2030」は、都市緑地法第 4 条に基づいて市町村が定めることができる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、長期的な視点に立ち、名古屋市のめざすみどりの都市像と今後 10 年間の取り組みについてまとめたものです。令和 3 年 3 月に策定・公表しました。

- (1) 目標年度 : 2030 年度 (令和 12 年度)
- (2) めざすみどりの都市像: みどりと人がきらめく自然共生都市・なごや
- (3) 施策体系



「生物多様性 2050 なごや戦略」及び「生物多様性なごや戦略実行計画 2030」は、世界的な危機となっている生物多様性の保全や持続可能な利用に関して、本市が取り組むべき方針を示すもので、生物多様性基本法第 13 条に基づいて自治体に策定の努力義務がある「生物多様性地域戦略」として位置づけられています。

「生物多様性 2050 なごや戦略」で示す 2050 年までの長期的なビジョンである「多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや」に向けて着実に取り組みを推進していくため、「生物多様性なごや戦略実行計画 2030」において、2030 年までに重点的・優先的に取り組む事柄やロードマップ等を整理しています。



しみが描いた 100 年後の夢のなごやの姿
(「生物多様性 2050 なごや戦略」より)

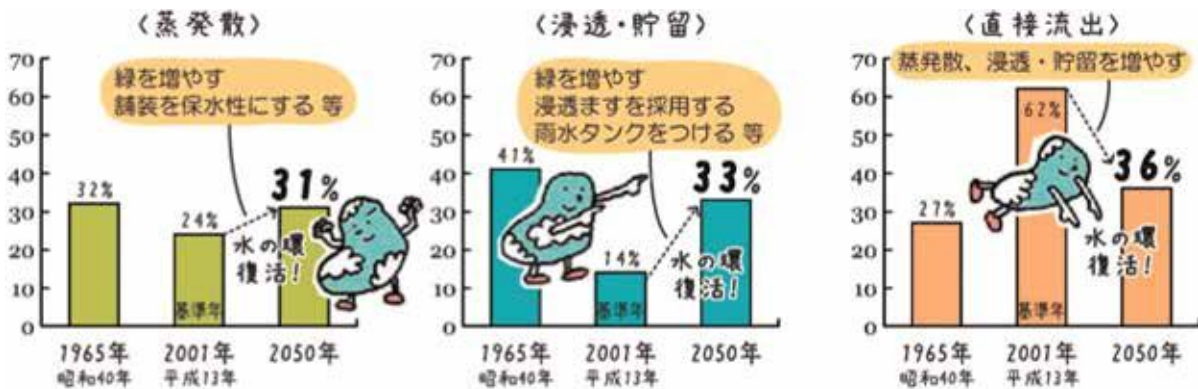
名称	生物多様性2050 なごや戦略	生物多様性なごや戦略実行計画2030
策定年	平成21年度(2010年)3月	令和5年度(2023年)10月
ビジョン	多様な生物と生態系に支えられた豊かな暮らしが持続していく都市なごや	
体系	戦略1 自然に支えられた健康なまちの創造 1 生きものすめる場所を拡大していきます 2 自然の質を向上します 3 土・水・緑のネットワークづくりをすすめます	重点方針1 生物多様性に配慮したまちづくりの推進 ① 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)の認定促進と保全 ② 身近な生きものに関する生息・生育状況の把握 ③ まちづくりに活かすための生きもの情報の提供 ④ 外来種対策の推進 ⑤ 生物多様性に配慮した緑化の推進 ⑥ 緑の保全・創出 ⑦ 都市農地の保全 ⑧ 生きものにもやさしい魅力ある水辺空間の創出 ⑨ 藤前干潟の保全
	戦略2 環境負荷の少ない暮らし・ビジネスの創造 1 自然を活かした快適な省エネライフを実現します 2 新たなビジネスモデルを創造します 3 賢い商品選択と流域圏の連携を強めます	重点方針2 社会変革につながる取り組みの促進 ① グリーンインフラの取り組みの推進 ② 環境や社会に配慮した製品・サービスの普及促進 ③ 健全なプラスチック利用 ④ 食品ロス削減の推進 ⑤ 地域循環共生圏(ローカルSDGs)の形成 ⑥ 生物多様性に配慮した事業活動の促進
	戦略3 自然とともに生きる文化の創造 1 短期目線から長期目線へ転換します 2 新しい担い手づくりをすすめます 3 地域の自然を活かしたコミュニティづくりをすすめます	重点方針3 自然と共生する人づくり ① 日常生活を通じた生物多様性の行動促進 ② 藤前干潟を通じた人づくり ③ なごや環境大学における人づくり・人の輪づくり ④ なごや生物多様性センターにおける人づくり ⑤ 環境学習センター(エコパルなごや)における環境学習の推進 ⑥ 学校教育における生物多様性の学習支援 ⑦ 自然と親しむ機会の提供
	戦略4 まもり・育て・活かすしくみづくり 1 生物多様性を活かす社会システムづくりをすすめます 2 自然共生まちづくりの拠点となる「情報交流ネットワーク」づくりをすすめます	重点方針4 生物多様性保全の拠点・ネットワークの強化 ① なごや生物多様性センターの拠点機能の強化 ② 調査・保全活動に関わる人の拡大と連携強化 ③ 地域の保全活動を持続可能なかたちで進めるための仕組みづくり ④ 自治体連携の推進

都市化によって損なわれた健全な水循環を回復し、豊かな水の環がささえる「環境首都なごや」の実現を目指す「水の環復活 2050 なごや戦略」を平成 21 年 3 月に策定しました。

第 1 期（～ 2012 年）第 2 期（2012 年頃～ 2025 年頃）第 3 期（2025 年頃～ 2050 年）と期間を区切り、進行管理を行っています。

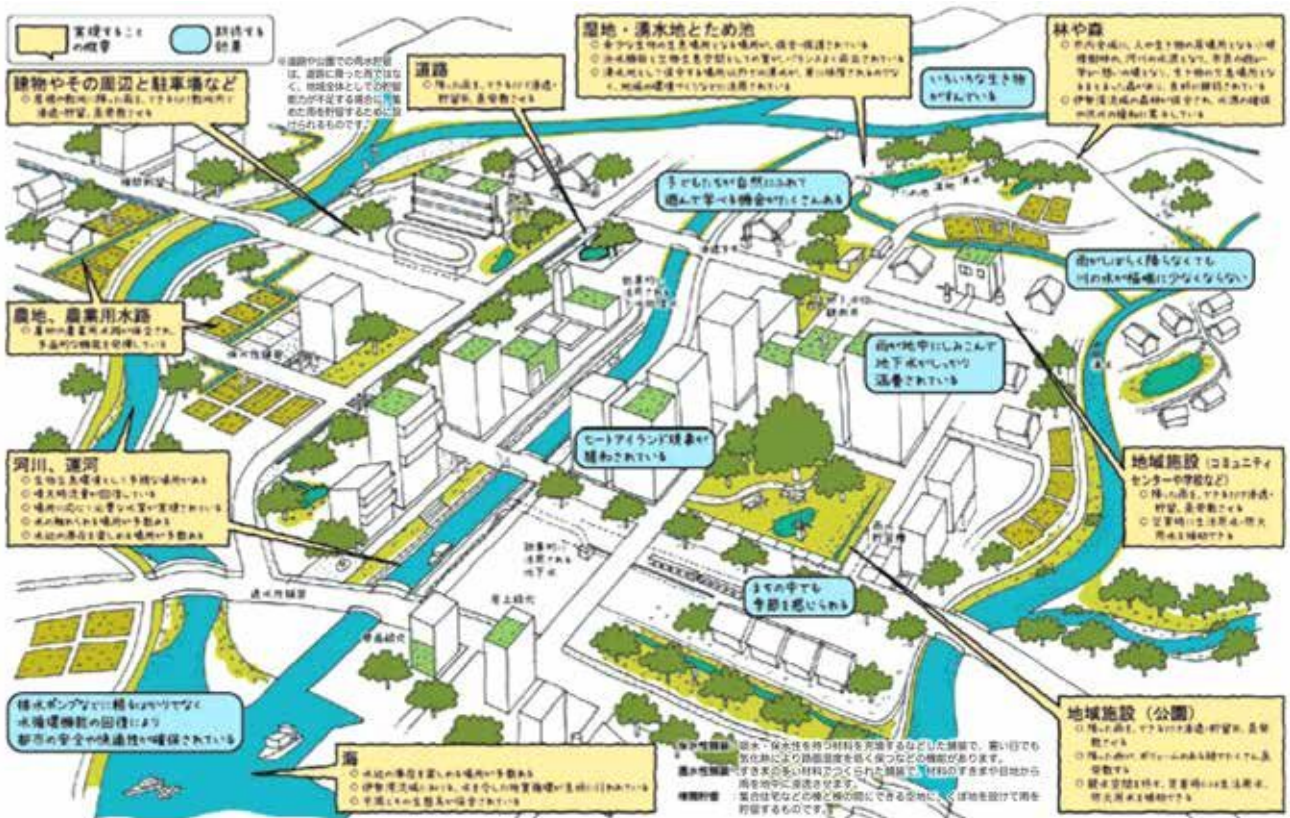
現在、第 2 期の実行計画の取り組みを進めています。第 2 期実行計画を進める中で明らかになった課題への対応、近年の水循環に関連する法改正等の動きをふまえ、第 2 期実行計画の計画期間である 2025 年を待たずに、新たな実行計画の策定を進めています。

- ・水収支目標：蒸発散 31%、浸透・貯留 33%、直接流出 36%（2050 年の目標値）



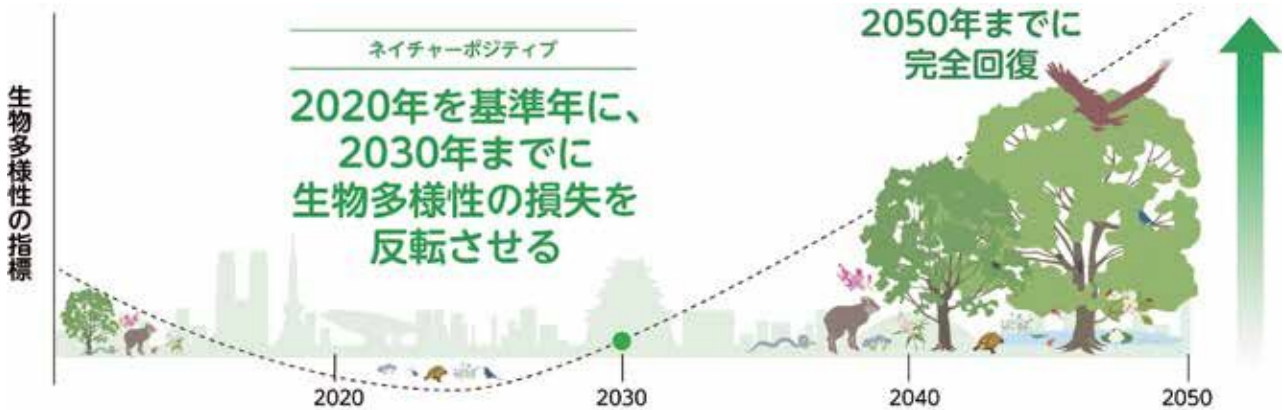
※ 昭和40年は、周辺市町村の編入などにより、市域が現在とほぼ同じになった年です。この頃は、緑が今よりずっと多いなど、水循環が良い状態であったと考えられます。参考として水収支を算出しました。

- ・目指す未来：下のイラストのような、豊かな水の環がささえる都市を目指します。



2022年12月生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）にて生物多様性の新たな世界目標が採択されました。

世界目標では、2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」という考え方が示され、世界の新たな潮流となっています。



政令市初! **なごやネイチャーポジティブ宣言**

2023年10月に名古屋市は市民・事業者とともにネイチャーポジティブの実現を目指すことを宣言しました。



なごやネイチャーポジティブ宣言

名古屋市では、市街地の拡大に伴い、生きものすみかが縮小し、身のまわりで見かける生きもの数や種類もだんだんと少なくなっています。

地球規模でも、生きもの絶滅は急速に進み、生物多様性は失われ続けています。その現状を受け、世界は、生物多様性の損失を反転させて回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」を2030年までのミッションに掲げ、大きく動き出しました。

かつて名古屋市は「ごみ非常事態宣言」を発表し、市民・事業者の皆さまとの協働により、大幅なごみ減量を実現し、渡り鳥の飛来地である藤原干潟を保全しました。私たちの暮らしと生きものいのちを共に守ることを目指したこの取り組みは、本市の環境行政の転換点となりました。

そして「今」、地球の豊かな生物多様性を次世代に継承し、未来を守るための転換点を再び迎えています。

名古屋市は、以下の4つの方針のもと、ネイチャーポジティブの実現を目指すことをここに宣言します。

1. 豊かな生態系ネットワークを形成するため、残された貴重な自然を保全・再生するとともに、都心部においても生物多様性に配慮した緑化に取り組みなど、都市ならではの生物多様性に配慮したまちづくりを進めます。
2. 名古屋を含めた世界中の生きものへの思いを持続可能なかたちで利用するため、生物多様性に配慮された市民生活や事業活動が浸透した社会の実現を目指します。
3. 生物多様性の大切さに気づき、具体的な行動に移す人が増えるよう、自然と親しむ機会の提供や、日常生活の様々な場面をとらえた普及啓発などを通して、自然と共生する人づくりを進めます。
4. 生物多様性の保全と持続可能な利用を継続的に進めるため、生物多様性の取り組みに関わる人たちのつながりを支援するなど、ネットワークを強化します。

令和5年10月28日

名古屋市長
河村たかし

**なごやネイチャーポジティブ
ロゴマーク**

